

新公益法人制度における情報開示制度

Disclosure System of New Public Interest Corporations in Japan

尾 上 選 哉

1. はじめに

「営利」、「非営利」を問わず、すべての組織は存続するために継続的な財務的資源の流入が必要不可欠である。営利組織（企業など）であれば、財貨の販売やサービスの提供という事業活動により収入を獲得し、組織が存続するのに対して、非営利組織は営利組織のように事業活動により収入を獲得する場合もあるが、多くの場合、寄付金や補助金などのように反対給付を伴わない収入により、事業活動のためのコストを賄い、組織が存続する。

非営利組織の存在価値を「政府の失敗」と「市場の失敗」の交錯点に見出すならば、ある社会的サービスの提供を政府や企業が行うことが合理的でない場合において、民間の非営利組織の存在意義が認められることとなる（齋藤 [2016] 255-256頁）。このような非営利組織が、貨幣資本の増大以外の特定の目的（「ミッション」と一般に呼ばれる）を達成し続けるためには、社会からの寄付金や政府等からの補助金の受け入れは必要不可欠である。非営利組織が継続的に社会から寄付金や補助金等のサポートを受け入れるためには、第一に社会的な信用を得ることが重要かつ必然であり、次いでその獲得した信用を維持し、社会的信頼を獲得しなければならない。

2008（平成20）年12月に施行された公益法人制度改革関連三法により、新しい公益法人制度がスタートとしている。公益法人制度改革の目的は、「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること」（公益認定等委員会事務局 [2008] 3頁）にあり、新公益法人制度の下では、非営利目的のいずれの組織は、一定の要件を満たせば登記手続きのみ（準則主義）で一般社団法人または一般財団法人（以下、「一般法人」という。）を設立し、法人格を取得することが可能となっている。そして、「公益認定」という新しい制度が導入され、一般法人のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人認定法」という。）の規定する一定の基準を満たしていると認められた法人は、内閣総理大臣ないしは都道府県知事の公益認定を受けて公益社団法人または公益財団法人（以下、「公益法人」という。）になることができることとなっている。一定の基準を充足

しているか否かの判断は、民間有識者によって構成される国の公益認定等委員会ないしは都道府県の合議制の機関（以下、国および等道府県の機関を総称して「公益認定等委員会」という。）が行うこととなっている。

この公益認定制度は、英国（イングランドおよびウェールズ）におけるチャリティ委員会（Charity Commission）による民間の公益活動を行う組織の登録チャリティ（registered charity）制度をモデルとしたものであり、公益認定等委員会が一般法人の実施する公益目的事業および組織体制等を一定の基準に照らして認定するものである。いいかえれば、公益法人は、一般法人と比較して、民間非営利活動の担い手として社会的信用を付与された法人であるということができるのである。それゆえに、公益法人には、企業などの普通法人や一般法人に比べて優遇された税制上の特別措置が講じられることとなっている。また、公益認定された公益法人の信頼性を確保する仕組みとして、公益法人には行政庁への定期的な書類の提出等の情報開示義務が課されている。

本稿では、公益認定を受けた公益法人の情報開示に焦点を当てて、公益法人が社会的信頼を獲得し、継続的に社会からサポートを受け入れていくために必要な新公益法人制度における情報開示制度を明らかにする。なお、比較のために、①一般法人および②公益認定制度がモデルとした英国における情報開示についても確認することとする。

2. 一般法人の情報開示制度

公益法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）により設立された一般法人のうち、公益認定の申請に基づき、行政庁により認定された法人である。そこで本章では、公益法人の前提となる一般法人に、一般法人法上、どのような情報開示規制が課せられているかを考察する。

（1）定款の備置きおよび閲覧等

一般社団法人は、①目的、②名称、③主たる事務所の所在地、④設立時社員の氏名または名称および住所、⑤社員の資格の得喪に関する規定、⑥公告方法、⑦事業年度の必要的記載事項などを記載した定款を、設立時社員が定めた場所または一般社団法人の成立後にあっては、その主たる事務所および従たる事務所に備え置かなければならない（一般法人法第14条第1項）。また、設立時社員は、設立時社員が定めた時間内はいつでも、または一般社団法人の成立後は、その社員および債権者は業務時間内いつでも、閲覧の請求、定款の謄本または抄本の交付の請求をすることができる（同条第2項）。

一般財団法人は、①目的、②名称、③主たる事務所の所在地、④設立者の氏名または名称および住所、⑤設立に際して設立者が拠出する財産およびその価額、⑥設立時評議員、設立時理事および設立時監事の選任に関する事項、⑦設立時会計監査人の選任に関する事項、⑧評議員の選任および解任の方法、⑨公告方法、⑩事業年度の必要的記載事項などを記載した定款を、設立者が定めた場所または一般財団法人の成立後にあつては、その主たる事務所および従たる事務所に備え置かなければならない（同第156条第1項）。また、設立者は設立者が定めた時間内はいつでも、または一般財団法人の成立後は、その評議員および債権者は業務時間内いつでも、閲覧の請求、定款の謄本または抄本の交付の請求をすることができる（同条第2項）。

定款を備え置き、閲覧等に供するのは、定款が一般法人の根本原則を定め、組織の骨格を定めていることから、社員、評議員および債権者に対して定款の内容を開示することは、これらの者がその法人の組織について理解した上で行動することを可能にし、社員、評議員および債権者の権利行使に資するためと考えられている（熊谷[2017] 34頁および478頁）。

（2）社員名簿の備置きおよび閲覧等

一般社団法人は、社員の氏名または名称および住所を記載した社員名簿を作成することが定められており（一般法人法第31条）、その社員名簿を主たる事務所に備え置き、社員は業務時間内いつでも、閲覧または謄写の請求をすることができる（同条第32条）。

この規定が置かれているのは、社員の利益を保護するとともに、その一般社団法人の機関を社員が監視し、法人の利益保護を図っていると考えられる（渋谷[2009] 204頁）。

（3）会計帳簿の閲覧等の請求

一般法人は、適時に、かつ正確な会計帳簿を作成することが義務付けられており（一般法人法第120条第1項および第199条）、総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員（一般社団法人の場合）および評議員（一般財団法人の場合）は、業務時間内はいつでも、会計帳簿の閲覧または謄写の請求をすることができる（同第121条および第199条）。

一定の議決権をもつ社員や評議員に閲覧等が認められるは、議決権行使を通じて法人の意思決定に関与するだけでなく、理事の違法行為の差止請求（同第88条）、役員等の責任追及のための代表訴訟（同第278条）、理事・監事の解任訴訟（同第284条）等を通じて、業務執行等を是正する権限を有しているので、このような権限を適切に

行使するためには、後述する計算書類等の閲覧等だけではなく、それらの作成の基となる会計帳簿の閲覧等を通じて、法人の経理状況についての情報を把握できるようにしているのである（熊谷 [2017] 375頁）。

（４）貸借対照表等の公告

すべての一般法人は、定時社員総会または定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表¹⁾の公告が義務付けられている（一般法人法第128条および第199条）。いわゆる、決算公告である。

公告の方法は、①官報、②日刊新聞紙、③電子公告、④主たる事務所の公衆に見やすい場所への掲示のうち、定款で定める方法であり（同第331条）、公告内容は、公告方法が①および②の場合には貸借対照表の要旨（同第128条第2項）を、③および④の場合には貸借対照表とされている。

なお、①および②による公告方法を定款に定めている一般法人は、貸借対照表を電磁的方法により公開（ウェブサイトに掲載し、インターネットで閲覧可能な状態に置く）し、5年間、継続して不特定多数の者が閲覧することが可能な場合には、公告の義務が免除されることとなっている（同第128条第3項）。③の電子公告の場合も、5年間の公告期間が定められている。

一般法人に決算公告が制度として導入されているのは、従来の公益法人制度下における主務官庁による法人業務の指導監督が廃止されたことに伴い、財務状況の開示の要請がなくなったことによるとされている。すなわち、一般法人の行う事業には格別の制限もなく、自律的な判断に基づく様々な事業を活発に展開することが期待されているが、法人の保有する財産のみが債権者の引き当てとなるので、財務状況を自ら開示させ、法人運営の適正化を促進し、一般債権者を保護する必要性からである（渋谷 [2009] 275頁および346頁；新公益法人制度研究会 [2006] 89頁）。

（５）計算書類等の備置きおよび閲覧等

一般法人は、計算書類等を定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、もしくは定時評議員会の日から2週間前から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない（一般法人法第129条第1項および第199条）。また、計算書類等の写しを、定時社員総会の日から1週間前の日から3年間、もしくは定時評議員会の日から2週間前から3年間、その従たる事務所に備え置かなければならない（同第129条第2項および第199

¹⁾ 大規模一般法人にあっては、貸借対照表のみならず、損益計算書も公告の対象となっている。なお大規模一般法人とは、「最終事業年度における貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上」をいう（一般法人法第2条第二-三号）。

条)。

社員または評議員および債権者は、業務時間内いつでも、計算書類等の閲覧、謄本、抄本の交付等の請求をすることができる（同第129条第3項および第199条）。

計算書類等とは、①各事業年度に係る計算書類（貸借対照表および損益計算書）、②事業報告、③これらの附属明細書をいう（同第123条）。なお、監事設置一般法人においては監査報告（同第124条第1項）、会計監査人設置一般法人においては監査報告および会計監査報告が含まれる（同第124条第2項）。

総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有しない社員や債権者には、上述の会計帳簿の閲覧等は認められていないが、計算書類等は「法人内部の事務管理のために作成する書類である会計帳簿とは異なり、当該法人の財務状況を表すものとして、原則的には広く公開されるべき書類である」ことから、計算書類等の閲覧等については、請求理由の明示は必要でなく、また法人側の閲覧拒否事由も規定されていない（渋谷[2009] 278頁および350頁；新公益法人制度研究会[2006] 90頁）。

なお、計算書類等の備置きは、社員総会および評議員会の招集手続きの一環で行われることから、備置き義務違反があった場合には、社員総会・評議員会の招集手続きに法令違反があることとなり、社員総会・評議員会の決議取消事由に該当する（同第266条第1項第一号）と考えられる（熊谷[2017] 410頁）。

（6）罰則規定

上記の（1）から（5）の備置き、閲覧等および公告の規定に違反する理事等は、100万円以下の過料に処されることとなっている（一般法人法第342条）。

3. 公益法人の情報開示制度

公益法人は、基本法である一般法人法を前提として、公益法人認定法に基づき、行政庁によって認定された法人であることから、基本的には第2章における一般法人の情報開示規制に従うこととなっている。しかしながら、公益法人認定法に基づく公益法人には、高次の情報開示規制が課せられている。

（1）行政庁への定期提出書類等

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、公益法人に対して、その運営組織および事業活動の状況に関して必要な報告を求めることができるようになっている（公益法人認定法第27条第1項）。公益法人は、次の書類を定期的に行政庁に提出しなければならない（同第22条第1項）。

① 新事業年度開始日前日までに（イ）事業計画書、（ロ）収支予算書、（ハ）資金調達および設備投資の見込みを記載した書類（公益法人認定法施行規則第27条および第37条）

② 事業年度終了後3ヶ月以内に（イ）財産目録、（ロ）役員等名簿、（ハ）役員報酬等の支給基準を記載した書類、（ニ）キャッシュ・フロー計算書、（ホ）公益法人認定法施行規則第28条第1項第二号に掲げる書類、（ヘ）社員名簿、（ト）計算書類等、（チ）滞納処分に係る国税および地方税の納税証明書、（リ）公益法人認定法施行規則第38条第1項第二号および第三号に掲げる書類（公益法人認定法施行規則第28条および第38条第1項）

②の（ホ）は、運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類（別紙1）であり、①法人の名称や目的等の基本情報のほかに、事業活動に係る②収支相償、③公益目的事業費率、④寄附を受けた財産の額、⑤金融資産の運用収入の額、⑥資産、負債および正味財産の額、⑦遊休財産額、⑧当事業年度の末日における公益目的取得財産残額、⑨理事、監事および評議員の報酬等の額、⑩公益法人認定法に基づく行政庁からの勧告または命令の有無が記載される。

②の（リ）の記載内容は、①法人の基本情報および組織について（別紙2）、②法人の事業について（別紙3）、③法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について（別紙4）である。別紙4については、収支相償の計算を行う別表A、公益目的事業費率の算定を行う別表B、遊休財産額保有制限の判定を行う別表C、他の団体の意思決定に関与可能な財産の有無を記載する別表D、経理的基礎に係る情報開示の適正性を記載する別表E、各事業に関連する費用額の配賦を記載する別表F、公益目的取得財産残額を算定する別表Hから構成されている。

なお、行政庁に提出する書類等（上記②の（リ）を除く）について、公益法人は主たる事務所および従たる事務所への備え置き、閲覧請求に応えなければならないこととなっている（公益法人認定法第21条）。正当な理由がなければ、その請求を拒むことはできない（同第21条第4項）。

（2）行政庁の閲覧請求制度

行政庁は閲覧等の請求があった場合、公益法人から提出された書類等（上記（1）の②の（リ）を除く）の閲覧および謄写させることとなっている（公益法人認定法第22条第2項）。この制度は、公益法人から行政庁に提出された書類等について、行政庁において閲覧または謄写を行うことができるものであり、行政庁のホームページ

(<https://www.koeki-info.go.jp/outline/index.html>) 上からも閲覧請求が可能となっている。

行政庁の閲覧請求制度は、英国の登録チャリティの情報開示制度（後述）と似たものである。行政庁で直接、閲覧または謄写することは可能であるが、閲覧請求者の多くはインターネット上での閲覧を希望すると考えられる。その際に問題となるのが、ホームページ上での閲覧請求の利便性である。閲覧するためには、①請求者の氏名、②請求者のメールアドレス、③請求する法人名および請求資料名、④閲覧予定日等を予め登録する必要があり、閲覧予定日に閲覧用URLを記載したメールがシステムから送信され、そのURLのリンク先から請求資料を閲覧することができることとなっている。またURLのリンク先には有効期間が設定されており、閲覧は閲覧予定日から10日間に制限されている。つまりインターネット上において、制限付きの情報開示となっている。

4. 英国におけるチャリティ法人の情報開示制度

新公益法人制度は、上述のように、英国における登録チャリティ制度をモデルとしている。英国では民間の公益活動の担い手（非営利・非政府組織）を一般にチャリティと呼ぶが、一定の要件を充足してチャリティ委員会とよばれる行政機関に登録された組織が法律上の正式なチャリティであり、登録チャリティと呼ばれている。日本では公益法人の法人格を取得するために公益認定を申請をすることができるのは一般法人に限られているが、英国では登録チャリティになるために申請することができる主体は日本のように限定されておらず、会社法に設立根拠をもつ株式会社（Company Limited by Shares: CLS）や保証有限責任会社（Company Limited by Guarantee: CLG）²⁾、チャリティ法に設立根拠をもつチャリティ法人（Charitable Incorporated Organization: CIO）、信託（Trust）、人格のない社団（任意団体）等である。

チャリティ法人は2006年チャリティ法において新しく導入されたチャリティ専用の法人制度であり、日本における公益法人と同等の法人であるといえる。そこで、以下では英国におけるチャリティ法人の情報開示がどのようになっているかを考察することとする³⁾。

²⁾ CLSやCLGは、一般にチャリティ会社と呼ばれている。

³⁾ チャリティ法人の制度および特徴については、尾上 [2019] を参照されたい。なお、本章は尾上 [2019] 74-78頁を基に加筆修正している。

(1) 登録簿の閲覧

チャリティ法人は社員名簿および理事名簿の登録簿（registers）への記録が義務づけられている。（1）社員名簿（register of members）はすべての社団型のチャリティ法人に義務づけられている（一般規則第26条第1項）。社員名簿には、①氏名、②送達住所、③社員への登録日、④社員の辞任日などの記載が必要となる。（2）理事名簿（register of trustees）はすべてのチャリティ法人に義務づけられている（一般規則第26条第2項）。財団型のチャリティ法人に社員名簿が義務づけられていないのは、財団型の場合、理事名簿と社員名簿は同一となるからである。理事名簿には、①氏名（旧姓も含む）、②送達住所、③理事への登録日、④理事の辞任日などの記載が必要となる。

これらの登録簿はその内容に変更があった場合、その変更を生じさせた日から28日以内に、登録簿を変更（一般規則別表1、パラグラフ5）すると同時に、チャリティ委員会に通知しなければならない（2011年チャリティ法第35条および一般規則第6条第4項）。

チャリティ法人は、主たる事務所および理事によって定められた場所において、登録簿を常に備置き、閲覧の用に供さなければならない（一般規則別表1、パラグラフ6）。ただし社員名簿については、一定の要件のもとでの制限的な閲覧が認められることになっているが、理事名簿については原則、完全な情報開示が要請されている（一般規則別表1、パラグラフ7および8）。

(2) 情報開示

2011年チャリティ法第211条から第215条は、チャリティ法人の名称および法人格（status）について法人情報の開示（disclosure）を規定している。この情報開示規定は、チャリティ会社に対する会社法の規定と同様となっている。

チャリティ法人の名称は、すべての所在地、すべての文書や通信において判読可能な文字によって記載されなければならない（2011年チャリティ法第211条第1項）。

チャリティ法人の法人格である「Charitable Incorporated Organization」ないしはその省略形である「CIO」がチャリティ法人の名称に含まれていない場合には、チャリティ法人であることがわかるように記載することが要請されている（同第212条）。

(3) チャリティ登録簿

チャリティ登録簿（the register of charities）とは、チャリティ委員会により「チャリティ」として認められた団体が登録される登録簿であり、下記の事項が記載

されている。このチャリティ登録簿は一般の閲覧に供されており、インターネット (<https://www.gov.uk/find-charity-information>) 上で誰でもチャリティ法人を含む登録チャリティの情報を見ることができる。

- チャリティの名称
- 住所、連絡先（メールアドレスを含む）
- 定款等の規則
- 理事の氏名
- 財務諸表（annual statements of accounts）
- 理事による年次報告書（trustees' annual report）
- 年次申告（annual return）
- 登録日、登録番号など

（４）理事による年次報告書

チャリティ法人を含むすべての登録チャリティは、毎事業年度に係る年次報告書を作成しなければならない（2011年チャリティ法第162条第1項）。この報告書は「理事による年次報告書（trustees' annual report）」（以下、年次報告書という。）と呼ばれる。登録チャリティの収入額に応じて、年次報告書の内容やチャリティ委員会への提出についての規定が異なっている。

年次報告書は、終了した事業年度におけるチャリティの事業活動に係る理事による報告書であるが、チャリティの事業活動以外にも、組織としてのチャリティおよび理事に係る情報も含められる（同第162項第1項 a 号および b 号）。

すべての登録チャリティは年次報告書を作成する義務があるが、チャリティ委員会への提出義務を負うのは総収入額が25,000ポンドを超える登録チャリティに限られており、チャリティ委員会に毎年、事業年度終了後10ヶ月以内に提出の義務を負っている（同第163条第1項）。ただしチャリティ法人については、収入額の多寡を問わず、年次報告書の提出義務を負っていることに留意する必要がある（同第163条第3項）。

総収入額25,000ポンド以下の登録チャリティについては、2011年チャリティ法第162条に基づき年次報告書を作成する義務があり、チャリティ委員会の要請があれば、3ヶ月以内の提出が義務づけられている（同第163条第2項）。

なお、チャリティ委員会に提出される年次報告書には、その事業年度に係る財務諸表（statement of accounts）および関連する監査報告書（auditor's report）ないしは

検査報告書 (examiner's report) の添付が義務づけられている (同第164条第1項)⁴⁾。

チャリティ委員会に提出された年次報告書は、チャリティ委員会において適当と考えられる期間にわたって保存される (同第165条) と同時に、公衆の縦覧に供される (同第170条)。またチャリティ法人は、文書により最新の年次報告書の複写依頼がなされ、その謄写に係る合理的な費用を依頼人が支払う場合には、その依頼がなされた日から計算して2ヶ月以内に年次報告書の複写を提供しなければならない。

(5) チャリティ年次申告

チャリティ法人を含むすべての登録チャリティは、毎事業年度に係る年次申告 (annual return) を準備し、チャリティ委員会にオンラインで提出しなければならない (2011年チャリティ法第169条第1項)。この年次申告は、チャリティ委員会が登録チャリティの活動を監督し、チャリティ登録簿の情報を更新するために用いられている (Alexander [2014] p.356)。

すべての登録チャリティは年次申告を行わなければならないが、総収入額が10,000ポンド以下の登録チャリティはその申告を免除されている (同第169条第2項)。チャリティ委員会への申告は、年次報告書と同様に、事業年度終了後10ヶ月以内となっている (同第169条第3項)。チャリティ法人については、収入額の多寡に関わらず、年次申告を行うのは年次報告書と同じである。

年次申告の主な内容は財務情報に係るものであり、次のような内容である⁵⁾。

- 収入と支出などの財務情報について
- 重大事故 (serious incidents) 報告について
- ファンド・レイズ (資金調達) 活動について
- 企業とのコラボレーションについて
- 中央政府ないしは地方政府との取引について
- 国外からの収入について
- 英国以外の地域や国でのチャリティ活動について
- 国外への送金手段について
- 国外での支出に係るモニタリングについて
- チャリティ活動に係るリスク・マネジメントについて

⁴⁾ チャリティの監査については、上原 [2011] を参考されたい。“examiner's report” は、上述の上原論文に基づき、検査報告書と訳出した。登録チャリティの総収入額および総資産額の大きさにより、法定監査としての監査報告書もしくは独立検査人による検査報告書に区分されている (2011年チャリティ法第144条および第145条)。

⁵⁾ チャリティ委員会の年次申告書に係るホームページを参照。
<https://www.gov.uk/guidance/prepare-a-charity-annual-return> (2020年2月6日アクセス)

- 収益事業を行う子会社の保有について
- 理事のチャリティとの取引について
- 理事への支払いについて
- 理事の辞任やスタッフの雇用について
- スタッフの給与水準について

総収入額10,000ポンド以下の登録チャリティは年次申告は不要であるが、オンラインで収入と支出について報告しなければならない。またチャリティ委員会のオンライン・サービスを通じて、チャリティに係る事項の変更がある場合、それらの情報の更新が求められている。

また、総収入額25,000ポンド超の登録チャリティは、オンラインで年次申告を行うほかに、財務諸表および年次報告書（監査報告書ないしは検査報告書を添付）をPDF形式で提出することが要請されている。

（6）罰則規定

チャリティ法人の名称および法人格の情報開示に係る規定に違反する場合、陪審によらない有罪判決（summary conviction）に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金が課せられ、また違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた金額の罰金が加算されることとなっている（2011年チャリティ法第214条第2項⁶⁾）。

また、年次報告書や年次申告の規定に違反する場合、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル4を超えない罰金が課せられ、また違反が継続する場合は標準スケールのレベル4の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた金額の罰金が加算されることとなっている（同第173条第4項⁷⁾）。

5. むすびにかえて

本稿は、非営利組織が社会からのサポートを受けるためには、非営利組織はその活動を行う場における社会的信用が必要であり、また継続的なサポートを受けるためには、獲得した社会的信用を維持し、社会的信頼を得ることが重要であるとの前提に立って、新公益法人制度における公益認定のプロセスを経た公益法人は、制度的には社会的信用を付与された法人と考えられることから、公益法人の社会的信頼を醸成する手段としての制度上の情報開示に焦点を当てて、どのような制度が構築されている

⁶⁾ 現時点でのレベル3の罰金の金額は1,000ポンド（約14万円）である（1982年刑法第37条）。

⁷⁾ 現時点でのレベル4の罰金の金額は2,500ポンド（約35万円）である（1982年刑法第37条）。

かを考察してきた。また、公益法人は一般法人としての規制を受けるために、一般法人における情報開示も確認した。さらに、新公益法人制度がモデルとした英国の登録チャリティ制度における情報開示についても、公益法人のそれと比較対象とするために考察した。

英国における登録チャリティの情報開示との比較で明らかになったことの1つは、新公益法人制度におけるインターネット上での情報の取り扱いについてである。英国では、チャリティ法人や登録チャリティから提出された情報はパブリックに属するものであり、基本的に、誰でも自由に検索し、いつでも閲覧することが可能であるのに対して、新公益法人制度におけるインターネットを通じた情報開示は、英国とは異なり、制限的なものとなっている。この差異の根拠はどこにあるのだろうか。

本稿では新公益法人制度における情報開示制度を明らかにしたが、社会的信頼の醸成に情報開示制度がどのように役立っているのか、また上述の公益法人が行政庁に提出した情報は誰ものであるのかなどの検討は行っていない。今後の検討課題としたい。

謝辞

本稿は、JSPS科研費JP17H06191の助成を受けたものである。

参考文献

- 上原優子 [2011] 「英国チャリティの監査」『現代監査』No. 21、122-129頁。
- 尾上選哉 [2019] 「英国チャリティにおけるチャリティ法人制度の検討」『研究年報』(大原大学院大学) 第13号、69-82頁。
- 熊谷則一 [2017] 『逐条解説一般社団・財団法人法』全国公益法人協会。
- 公益認定等委員会事務局 [2008] 『民による公益の増進を目指して～新公益法人制度の概要～』、https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/00_taminiyoru~.PDF [2020年2月4日アクセス]。
- 齋藤真哉 [2016] 『現代会計』放送大学教育振興会。
- 渋谷幸夫 [2009] 『公益社団法人・公益財団法人 一般社団法人・一般財団法人の機関と運営』全国公益法人協会。
- 新公益法人制度研究会編 [2006] 『一問一答公益法人関連三法』商事法務。
- Alexander, Con, and the Charities Team at Veale Wasbrough Vizards. 2014. *Charity Governance*. 2nd ed. Bristol: LexisNexis.

(おのえ えりや・大原大学院大学 会計研究科教授)